市町村地方公営企業決算の概要

平成 29 年 9 月 29 日 大分県総務部市町村振興課

1.	決算規模・・・・・・・	1	Ρ
2 .	経営状況・・・・・・・	2	Ρ
3.	一般会計繰入金 · · ·	4	Ρ
4 .	企業債現在高 · · · · ·	7	Ρ
5 .	まとめ・・・・・・・・	8	Ρ
6.	用語の解説・・・・・・	8	Р

決算規模 1

◆事業数の状況

事業数は102事業で、27年度から2事業減少

佐伯市の土地区画整理事業が終了したことにより、宅地造成事業が1減、また、中津市が 太陽光発電事業を中断したことにより、電気事業が1減となった。

水道事業では、国東市の簡易水道事業が公営企業法の適用に合わせ上水道事業へ移行 している。

◆決算規模

- 決算規模は808億33百万円と昨年の816億57百万円から8億24百万円の減

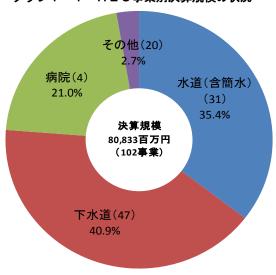
事業別決算規模は、下水道事業が329億95百万円で最も大きく、次いで、水道事業(含 簡易水道)が286億23百万円、病院事業が170億5百万円などとなっている。

前年度と比較すると、下水道事業は、大分市で資源再生センター整備が終了したため13 億31百万円の減。病院事業は、中津市民病院の地域包括ケア病棟の導入などにより7億31 百万円の増となった。

表1-1 事業数の状況

表 1 一 1 年	r 4	数の状況		
事業名		H28	H27	増減
上 水	道	16	15	1
簡易水	道	15	16	▲ 1
下 水	道	47	47	0
病	院	4	4	0
工業用水	道	2	2	0
交	通	2	2	0
宅 地 造	成	0	1	▲ 1
駐車	場	2	2	0
観	光	4	4	0
市	場	3	3	0
電	気	1	2	▲ 1
介護サービ	ス	6	6	0
合 計		102	104	▲ 2

グラフ1-1 H28事業別決算規模の状況



※事業名の()書きの数字は、事業数を示す。

表 1 一 2	決算規模の状況
	1 . 1/4

(## . **T**TD)

表 7	<u> </u>	决异	規模の状	沅									(単12):	白万円)
	団体名		水道	(含簡易水	(道)		下水道	首	Ŧ	寅 院	Ē	14"	その他	1
	凹体石		H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減
大	分	市	13, 491	13, 421	70	14, 554	15, 320	▲ 766	_	_	_	334	324	10
別	府	市	2, 515	2, 561	▲ 46	2, 027	2, 096	▲ 69	_	_	_	44	35	9
中	津	市	1, 922	2, 170	▲ 248	2, 722	2, 545	177	6, 912	6, 237	675	51	101	▲ 50
日	田	市	1, 455	1, 576	▲ 121	2, 107	2, 413	▲ 306	_	_	_	0	0	0
佐	伯	市	1, 815	1, 967	▲ 152	2, 799	2, 720	79	_	_	_	96	105	▲ 9
臼	杵	市	887	916	▲ 29	1, 583	1, 768	▲ 185	_	_	_	44	50	▲ 6
津	久 見	市	379	387	▲ 8	880	901	▲ 21	_	_	_	_	_	_
竹	田	市	388	410	▲ 22	338	413	▲ 75	_	_	_	310	400	▲ 90
豊	後高田	市	364	467	▲ 103	893	1, 156	▲ 263	_	_	_	_	_	_
杵	築	市	732	577	155	1, 085	1, 052	33	2, 772	2, 687	85	20	20	0
宇	佐	市	1, 198	1, 114	84	1, 663	1, 486	177	_	_	_	340	396	▲ 56
豊	後大野	市	706	513	193	338	360	▲ 22	3, 629	3, 828	▲ 199	114	102	12
由	布	市	1, 174	1, 220	▲ 46	101	100	1	_	_	_	66	127	▲ 61
玉	東	市	438	558	▲ 120	886	942	▲ 56	3, 692	3, 521	171	251	245	6
姫	島	村	59	61	▲ 2	69	81	▲ 12	_	_	_	539	542	▲ 3
日	出	田丁	603	413	190	948	971	▲ 23	_	_	_	_	_	_
九	重	町	211	101	110	_	-	-	-	-	_	_	-	_
玖	珠	町	286	179	107	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	合 計		28, 623	28, 609	14	32, 995	34, 326	▲ 1, 331	17, 005	16, 274	731	2, 209	2, 448	▲ 239

※表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある(グラフについても同様)。

2 その他は、工業用水道、交通、駐車場、観光、市場、 電気、介護サービスを示す。

⁽注)1 決算規模の算出は、次のとおりとした。 法適用企業:総費用(税込み) -減価償却費+資本的支出 法非適用企業:総費用+資本的支出+積立金+前年度繰上充用金

2 経営状況(1)

◆収支の状況

事業別収支では病院事業が赤字、赤字の事業数は2減

水道事業全体の収支額は38億59百万円の黒字となったが、竹田市、由布市及び国東市の上水道事業が赤字であった。給水人口減による収入の減少や配水管等の修繕費の増加が要因となっている。

下水道事業全体の収支額は1億68百万円の黒字となったが、大分市の公共下水道事業が赤字であった。これは弁天水資源再生センターの減価償却費が平成28年度から発生していることが要因となっている。

病院事業全体の収支額は78百万円の赤字となった。病院別では、豊後大野市民病院 のみ赤字であるが、これは電子カルテ導入などによる固定資産減価償却費の増が負担 となっている。

表 2 一 1 収支額の状況 (単位	::百万円)
-----------------------------	--------

	団体名	7	水道	(含簡易水	道)		下 水 道			病 院			その他	
	凹1441		H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減
大	分	市	2, 654	2, 178	476	▲ 80	▲ 55	▲ 25	-	_	-	57	77	▲ 20
別	府	市	78	117	▲ 39	46	87	▲ 41	_	_	_	0	1	▲ 1
中	津	市	472	442	30	82	91	▲ 9	17	6	11	5	12	▲ 7
日	田	市	125	▲ 50	175	1	1	0	-	_	_	0	0	0
佐	伯	市	98	98	0	0	0	0	_	_	_	3	4	▲ 1
臼	杵	市	85	31	54	15	18	▲ 3	-	_	_	11	12	▲ 1
津	久見	市	55	51	4	1	1	0	_	_	_	_	_	-
竹	田	市	▲ 0	8	▲ 8	0	0	0	-	_	_	0	0	0
豊	後 高	田市	33	32	1	0	0	0	_	_	_	_	_	_
杵	築	市	68	45	23	0	0	0	36	▲ 2	38	7	7	0
宇	佐	市	95	307	▲ 212	71	58	13	_	_	_	17	17	0
豊	後大	野市	22	24	▲ 2	15	11	4	▲ 171	▲ 191	20	32	28	4
由	布	市	▲ 12	▲ 1	▲ 11	2	2	0	_	_	_	3	3	0
国	東	市	▲ 40	111	▲ 151	16	17	▲ 1	40	87	▲ 47	9	21	▲ 12
姫	島	村	0	0	0	0	0	0	_	_	_	0	▲ 21	21
日	出	町	81	67	14	0	0	0	_	_	_	_	_	_
九	重	町	3	5	▲ 2	_	_	_	_	_	_	_	_	_
玖	珠	町	43	23	20	_	_	_	-	_	_	_	_	_
	合 i	+	3, 859	3, 488	371	168	230	▲ 62	▲ 78	▲ 100	22	146	161	▲ 15

[※]表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある。

² その他は、工業用水道、交通、駐車場、観光、市場、電気、介護サービスを示す。

表 2 一 2	経営赤字の状況	(単位:百万円)
---------	---------	----------

事業名	市町村名	H28	H27	増減	備考
	日田市	125	▲ 50	175	
	竹 田 市	▲ 0	8	▲ 8	H28純損失額 455千円
上 水 道	由布市	▲ 15	▲ 21	6	
	国東市	4 0	_	▲ 40	H28.4.1より簡易水道事業 から上水道事業へ移行
公共下水道	大 分 市	▲ 80	▲ 55	▲ 25	
病院	杵 築 市	36	▲ 2	38	
7円 17元	豊後大野市	▲ 171	▲ 191	20	
交 通	姫 島 村	25	▲ 15	40	
駐車場	姫 島 村	8	▲ 6	14	
赤字台	計額	▲ 307	▲ 340	33	
赤字	事業数	5	7	▲ 2	

[※]表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある。

⁽注)1 法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支の金額を示す。

⁽注) 1 法適用企業にあっては純損失、法非適用企業にあっては実質収支赤字の金額を示す。

² 赤字合計額は、赤字金額のみの合計を示す。

2 経営状況(2)

◆累積欠損金の状況

- 病院事業が41億10百万円、下水道事業が25億92百万円の累積欠損金

病院事業では国東市民病院が過去の建物解体除却費や退職金引当により多額の累積欠損金を抱えている。豊後大野市民病院は減資により累積欠損金を解消した。

公共下水道事業では、法適用企業である大分市と佐伯市が累積欠損金を計上している。 また、国東市上水道事業は公営企業法を適用し、新たに減価償却費を計上したため、 累積欠損金が発生した。

表 2 一 3 累	積欠損金	の状	況(法適用企	.位:百万円)		
事業名	団体名	1	H28	H27	増減	
上水道	由布	市	▲ 22	▲ 8	▲ 14	
工水垣	国 東	市	4 0	1	▲ 40	
小	計		▲ 61	▲ 8	▲ 53	
	杵 築	市	▲ 770	▲ 807	37	
病 院	豊後大野	市	_	▲ 1, 402	1, 402	
	国 東	市	▲ 3, 340	▲ 3, 421	81	
小	計		▲ 4, 110	▲ 5, 630	1, 520	
公共下水道	大 分	中	2 , 006	▲ 1, 934	▲ 72	
公共下小垣	佐 伯	市	▲ 586	▲ 586	0	
小	計		▲ 2, 592	▲ 2, 520	▲ 72	
合	計		▲ 6, 764	▲ 8, 158	1, 394	

[※]表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある。

◆料金・経費回収率の状況

- ・水道事業は、竹田市、由布市、国東市の3団体で100%以下
- ・下水道事業では、別府市を除く15団体で100%以下

上水道事業は、料金収入により経費をまかなうのが原則であるが、料金回収率をみると、 3団体で100%を下回り、給水にかかる原価を料金収入でまかなえていない。

下水道事業は、雨水処理と汚水処理の2つからなっているが、雨水処理の費用は全額一般会計から繰入されている。一方、汚水処理については料金収入で経費をまかなうことが原則だが、経費回収率は別府市以外の団体で100%を下回っており、接続率の向上や料金改定が課題となっている。

表 2	-4	料金 回	収率、経費		(単位:%、	ポイント)					
	団体名		水道	(簡易水道除	<)	下 水 道					
	四体石		H28	H27	増減	H28	H27	増減			
大	分	규	128. 2	110. 1	18. 1	98. 8	98. 6	0. 2			
別	府	市	100. 0	100. 3	▲ 0.3	100. 4	103. 7	▲ 3.3			
中	津	市	128. 2	118. 3	9. 9	81. 7	82. 6	▲ 0.9			
日	田	市	111. 7	98. 9	12. 8	91.8	93. 4	▲ 1.6			
佐	伯	市	104. 3	94. 7	9. 6	73. 5	70. 8	2. 7			
ÉE	杵	市	110. 2	93. 3	16. 9	73. 3	72. 4	0. 9			
津	久 見	市	113. 3	103. 3	10. 0	91. 2	88. 5	2. 7			
竹	田	市	97. 7	98. 0	▲ 0.3	73. 1	78. 6	▲ 5.5			
豊	後高田	市	106. 0	93. 1	12. 9	69. 7	72. 2	▲ 2.5			
杵	築	市	115. 9	107. 0	8. 9	61. 9	55. 3	6. 6			
宇	佐	市	100. 5	88. 9	11. 6	83. 8	80. 5	3. 3			
豊 :	後大里	予市	101. 6	94. 4	7. 2	76. 8	69. 3	7. 5			
由	布	市	83. 6	71. 2	12. 4	49. 2	48. 9	0. 3			
玉	東	市	76. 2	_	_	86. 3	81. 2	5. 1			
姫	島	村	_	_	_	59. 0	58. 1	0. 9			
日	出	町	123. 1	106. 7	16. 4	84. 5	84. 8	▲ 0.3			
九	重	囲丁	_	_	_	_	_	_			
玖	珠	町	125. 4	84. 8	40. 6	_	ı				
	合 計		116. 3	104. 2	12. 1	91. 1	90. 8	0. 3			

⁽注)1 水道(簡易水道除く)事業、下水道事業のみ計上した。

⁽注)剰余金処分後の累積欠損金の状況を示す。

² 料金回収率(上水道事業)=給水収益/(費用合計ー長期前受金戻入)経費回収率(下水道事業)=使用料収入/汚水処理費用(公費負担分を除く)

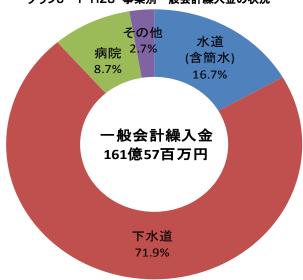
3 一般会計繰入金(1)

◆一般会計繰入金の状況

一般会計繰入金は161億57百万円となり7割が下水道事業

事業別の一般会計繰入金の状況は、下水道事業が116億19百万円で全体の約7割を 占めており、次いで水道事業が27億5百万円、病院事業が13億98百万円などとなって いる。

一般会計繰入金とは、一般会計から公営企業会計へ繰り入れた額のことをいいます。 このうち、本来、一般会計が負担すべき、あるいは負担することが適当な経費等として、 毎年総務省が通知により定めている基準に基づく繰入金を基準内繰入金、総務省の 基準に基づかない繰入金を基準外繰入金といいます。



グラフ3-1 H28 事業別一般会計繰入金の状況

◆基準外繰入金の状況

- ・基準外繰入金のうち、下水道事業が全体の約5割
- ・ 収入に占める基準外繰入金は依然高い状況

事業別の基準外繰入金は、下水道事業が14億34百万円で最も多く、次いで水道事業が 9億80百万円、病院事業が1億56百万円などとなっている。

基準外繰入金のうち、下水道事業が全体の約5割を占めており、他の事業と比較すると高い割合となっている。

総収益及び資本的収入に占める基準外繰入金の状況は、下水道事業で4.0%、その他事業で19.5%と高い割合を示している。

◆収支額から基準外繰入金を控除した場合の状況

- 基準外繰入金を控除すると102事業のうち65事業(63.7%)が赤字

簡易水道や下水道(法非適)などの事業は規模が小さく、また、経営基盤が脆弱である ものが多く、一般会計からの繰入金に依存している。

公営企業は、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する重要な役割を担っている。住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、事業の統合や市町村域を越えた広域化などによる効率的な経営体制の確立を図っていくことが喫緊の課題となっている。

3 一般会計繰入金(2)

表3-1 一般会計繰入金の状況

(単位:百万円)

扱る	<u>- 1</u>	— _{RX}	会計線人?	をの状況									(単1)	[三百万円]	
				水道	(含簡易水	道)			下 水 道						
	団体名	i	H	28	H:	27	増減			H28		H27		減	
			繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	
大	分	市	1, 026	4	733	11	293	▲ 7	4, 269	422	4, 358	1, 290	▲ 89	▲ 868	
別	府	市	16	0	14	0	2	0	244	0	243	0	1	0	
中	津	市	140	88	109	47	31	41	1, 133	110	1, 219	130	▲ 86	▲ 20	
日	田	市	338	209	343	220	▲ 5	▲ 11	746	37	824	70	▲ 78	▲ 33	
佐	伯	市	217	105	232	114	▲ 15	▲ 9	1, 290	357	1, 320	389	▲ 30	▲ 32	
臼	杵	市	67	37	45	17	22	20	708	59	765	70	▲ 57	▲ 11	
津	久 見	市	43	18	51	26	▲ 8	▲ 8	319	19	349	19	▲ 30	0	
竹	田	市	96	48	81	33	15	15	173	92	253	163	▲ 80	▲ 71	
豊 征	後高日	日市	55	46	81	49	▲ 26	▲ 3	475	46	532	61	▲ 57	▲ 15	
杵	築	市	91	70	81	60	10	10	512	81	484	98	28	▲ 17	
宇	佐	市	200	153	253	207	▲ 53	▲ 54	622	105	579	98	43	7	
豊 征	後大里	多市	79	21	88	29	▲ 9	▲ 8	180	34	167	31	13	3	
由	布	市	84	33	108	50	▲ 24	▲ 17	74	15	74	16	0	▲ 1	
国	東	市	131	44	191	110	▲ 60	▲ 66	523	13	585	31	▲ 62	▲ 18	
姫	島	村	18	9	19	10	▲ 1	▲ 1	48	15	49	17	▲ 1	▲ 2	
日	出	町	5	2	4	3	1	▲ 1	304	29	324	19	▲ 20	10	
九	重	町	6	0	11	0	▲ 5	0	_	_	_	_	_	_	
玖	珠	町	92	92	13	11	79	81	_	_	_	_	_	_	
	合 計		2, 705	980	2, 453	997	252	▲ 17	11, 619	1, 434	12, 123	2, 501	▲ 504	▲ 1, 067	

[※]表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある(グラフについても同様)。

表3-1(つづき) 一般会計繰入金の状況

(単位:百万円)

					病 院				そ の 他						
	団体名	i	H2	H28 H27				増減		H28		H27		増減	
	繰入金		繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	繰入金	うち基準外	
大	分	市	_	_	_	_	_	_	0	0	0	0	0	0	
別	府	市	_	_	_	_	_	_	7	0	0	0	7	0	
中	津	市	339	0	440	24	▲ 101	▲ 24	5	5	8	8	▲ 3	▲ 3	
日	田	市	_	_	_	_	_	_	0	0	0	0	0	0	
佐	伯	市	_	_	_	_	_	_	6	6	9	9	▲ 3	▲ 3	
臼	杵	市	_	_	_	_	_	_	0	0	0	0	0	0	
津	久 見	市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
竹	田	市	_	_	_	_	_	_	77	77	147	147	▲ 70	▲ 70	
豊	後高日	田市	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
杵	築	市	222	14	203	5	19	9	0	0	0	0	0	0	
宇	佐	市	_	_	_	_	_	_	81	81	93	93	▲ 12	▲ 12	
豊	後大り	野市	358	125	400	157	▲ 42	▲ 32	0	0	0	0	0	0	
由	布	市	_	_	_	_	_	_	49	49	107	107	▲ 58	▲ 58	
国	東	市	478	17	598	22	▲ 120	▲ 5	52	52	55	55	▲ 3	▲ 3	
姫	島	村	_	_	_	_	_	_	157	156	89	87	68	69	
日	出	町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
九	重	町	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
玖	珠	町	_												
	合 함	+	1, 398	156	1, 641	208	▲ 243	▲ 52	435	427	508	506	▲ 73	▲ 79	

[※]表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある(グラフについても同様)。

⁽注)その他は、工業用水道、交通、駐車場、観光、市場、電気、介護サービスを示す。

3 一般会計繰入金(3)

表3-2 H28 総収益・資本的収入に占める基準外繰入金の割合の状況

団体名		水道	(含簡易水道	重)		下 水 道			病 院		その他				
	HIT H			収 入	基準外繰入金	割合	収 入	基準外繰入金	割合	収 入	基準外繰入金	割合	収 入	基準外繰入金	割合
大	5	}	市	13, 494	4	0. 0	17, 838	422	2. 4	_	_	_	315	0	0.0
別	F	₹	市	2, 446	0	0. 0	1, 969	0	0.0	-	_	_	43	0	0. 0
中	洋	₽	市	1, 935	88	4. 5	2, 686	110	4. 1	7, 036	0	0.0	46	5	10. 9
日	B	8	市	1, 587	209	13. 2	2, 075	37	1.8	-	_	_	0	0	0. 0
佐	ſ	á	市	1, 860	105	5. 6	2, 973	357	12.0	_	_	_	95	6	6. 3
臼	*	Ŧ	市	960	37	3. 9	1, 501	59	3. 9	_	_	_	43	0	0. 0
津	久	見	市	427	18	4. 2	870	19	2. 2	_	_	_	_	_	_
竹	B	8	市	386	48	12. 4	338	92	27. 2	_	_	_	310	77	24. 8
豊 往	後言	新田	市	364	46	12. 6	893	46	5. 2	-	_	_	_	_	_
杵	Ş	PE F	市	753	70	9. 3	1, 091	81	7.4	2, 844	14	0. 5	23	0	0. 0
宇	1/2	ŧ	市	1, 232	153	12. 4	1, 656	105	6.3	_	_	_	340	81	23. 8
豊	後丿	きり	市	742	21	2. 8	341	34	10.0	3, 729	125	3. 4	117	0	0. 0
由	Ħ	ī	市	1, 162	33	2. 8	101	15	14. 9	_	_	_	66	49	74. 2
围	耳	Ē	市	491	44	9. 0	887	13	1.5	3, 905	17	0. 4	255	52	20. 4
姫	Ē	77	村	59	9	15. 3	69	15	21.7	-	_	_	536	156	29. 1
日	Н	H	町	639	2	0. 3	933	29	3. 1	_	_	_	_	_	_
九	Ī	É	町	277	0	0.0	_	_	_	_	_	_	_	_	_
玖	Ľ	<u></u>	町	315	92	29. 2	_			_	_			_	_
合 計				29, 128	980	3. 4	36, 222	1, 434	4. 0	17, 514	156	0.9	2, 189	427	19. 5

[※]表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある(グラフについても同様)。

表3-3 収支額から基準外繰入額を控除した額

(単位:百万円)

20		_	~~		71 WAY 1 IOC C	The Circuit												ш. пилл
	団体	+ A	水道(含簡易水道)			下 水 道			病 院			その他			合 計			
	MA	ቀ 10		H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減
大	5	4	中	2, 650	2, 167	483	▲ 503	▲ 1, 345	842	-	1	1	57	77	▲ 20	2, 204	899	1, 305
別	Я	莳	市	78	117	▲ 39	46	87	▲ 41	_	_	_	0	1	▲ 1	124	205	▲ 81
中	Ä	≢	市	384	394	▲ 10	▲ 28	▲ 39	11	17	▲ 18	35	▲ 0	3	▲ 3	373	342	31
日	В	Ħ	市	▲ 84	▲ 270	186	▲ 36	▲ 69	33	_	_	_	0	0	0	▲ 120	▲ 338	218
佐	1	Á	市	▲ 6	▲ 16	10	▲ 357	▲ 389	32	_	_	_	▲ 2	▲ 5	3	▲ 365	▲ 410	45
Ħ	ŧ	4	市	48	14	34	▲ 45	▲ 52	7	_	_	_	11	12	▲ 1	14	▲ 25	39
津	久	見	市	37	25	12	▲ 18	▲ 18	0	-	-	-	-	-	_	19	7	12
竹	В	Ħ	市	▲ 48	▲ 25	▲ 23	▲ 91	▲ 163	72	_	_	_	▲ 77	▲ 147	70	▲ 216	▲ 334	118
豊	後言	高田	市	▲ 14	▲ 17	3	▲ 47	▲ 61	14	-	-	-	-	-	_	▲ 61	▲ 78	17
杵	á	英	市	▲ 2	▲ 14	12	▲ 81	▲ 98	17	22	▲ 7	29	7	7	0	▲ 54	▲ 113	59
宇	12	左	市	▲ 58	100	▲ 158	▲ 34	▲ 40	6	_	_	_	▲ 64	▲ 75	11	▲ 156	▲ 16	▲ 140
豊	後丿	大野	市	0	▲ 4	4	▲ 19	▲ 21	2	▲ 296	▲ 349	53	32	28	4	▲ 283	▲ 345	62
由	7	Ħ	市	▲ 45	▲ 51	6	▲ 13	▲ 14	1	_	_	_	▲ 46	▲ 104	58	▲ 104	▲ 169	65
围	J	Į	市	▲ 83	1	▲ 84	4	▲ 14	18	23	66	▲ 43	▲ 43	▲ 34	▲ 9	▲ 99	19	▲ 118
姫	É		村	▲ 9	▲ 10	1	▲ 15	▲ 17	2	_	-	-	▲ 156	▲ 108	▲ 48	▲ 180	▲ 135	▲ 45
日	Н	ť	町	79	64	15	▲ 30	▲ 19	▲ 11	_	_	_	_	-	-	49	46	3
九	1	Ē	町	3	5	▲ 2	-	_	-	_	_	_	_	-	-	3	5	▲ 2
玖	Ŗ	*	町	▲ 50	12	▲ 62	_	_	-	_	_	_	_	_	_	▲ 50	12	▲ 62
	合	計		2, 880	2, 492	388	▲ 1, 267	▲ 2, 270	1, 003	▲ 234	▲ 308	74	▲ 281	▲ 345	64	1, 098	▲ 428	1, 526
	事業	業数		31	31	0	47	47	0	4	4	0	20	22	▲ 2	102	104	▲ 2
赤	字導	事業	数	15	15	0	40	43	▲ 3	1	3	▲ 2	9	9	0	65	70	▲ 5

[※]表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある。

⁽注)その他は、工業用水道、交通、駐車場、観光、市場、電気、介護サービスを示す。

⁽注)水道は上水道、簡易水道を示す。 下水道は公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業を示す。 その他は、工業用水道、交通、駐車場、観光、市場、電気、介護サービスを示す。

4 企業債現在高

・企業債現在高は、12年連続で減少

企業債現在高は2,681億69百万円で、前年度と比較して109億99百万円の減となった。 これは、下水道事業において73億92百万円、水道事業において29億31百万円減少したことが主な要因である。

下水道事業及び水道事業とも、新たな面整備が縮小しているため、企業債の借入が減少している。今後は、老朽化した処理施設や管渠の更新を計画的に行い、企業債残高が増 嵩しないよう留意する必要がある。

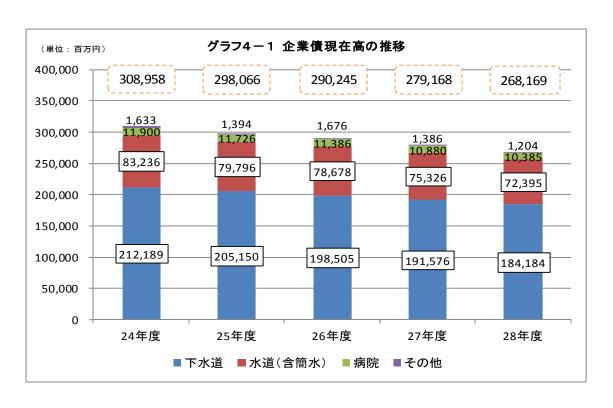


表 4	- 1	企業	債現在高の	状況									(単位	: 百万円)	
	団体名		水道(含簡易水道)			下 水 道				病 院		その他			
			H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減	H28	H27	増減	
大	分	市	24, 391	26, 189	▲ 1, 798	88, 973	91, 998	▲ 3, 025	-	_	_	207	251	▲ 44	
別	府	市	4, 179	4, 382	▲ 203	10, 166	10, 430	▲ 264	_	_	_	0	0	0	
中	津	市	6, 210	6, 394	▲ 184	15, 507	15, 953	▲ 446	2, 720	2, 820	▲ 100	0	0	0	
日	田	市	6, 025	6, 303	▲ 278	13, 537	14, 208	▲ 671	_	_	_	0	0	0	
佐	伯	市	6, 746	6, 896	▲ 150	11, 852	12, 384	▲ 532	_	_	_	92	94	▲ 2	
臼	杵	市	4, 090	4, 204	▲ 114	8, 275	8, 725	▲ 450	_	_	_	0	0	0	
津	久 見	市	788	847	▲ 59	3, 422	3, 623	▲ 201	_	_	_	-	_	_	
竹	田	市	1, 149	1, 247	▲ 98	750	850	▲ 100	_	_	_	62	122	▲ 60	
豊 往	发高 F	市田	1, 048	1, 062	▲ 14	5, 248	5, 632	▲ 384	_	_	_	-	_	_	
杵	築	市	1, 799	1, 707	92	6, 889	7, 109	▲ 220	1, 039	1, 035	4	152	165	▲ 13	
宇	佐	市	4, 810	4, 866	▲ 56	9, 383	9, 723	▲ 340	_	_	_	118	138	▲ 20	
豊 往	发大	野市	3, 670	3, 797	▲ 127	1, 366	1, 491	▲ 125	2, 860	3, 004	▲ 144	0	0	-	
由	布	市	3, 710	3, 663	47	475	522	▲ 47	_	_	_	0	0	0	
国	東	市	1, 708	1, 857	▲ 149	4, 581	4, 978	▲ 397	3, 766	4, 021	▲ 255	40	45	▲ 5	
姫	島	村	162	177	▲ 15	241	265	▲ 24	_	_	_	533	570	▲ 37	
日	出	町	902	732	170	3, 520	3, 687	▲ 167	_	_	_	_	_	_	
九	重	町	478	431	47	-	-	-	_	_	_	-	-	-	
玖	珠	町	530	571	▲ 41	_	_	-	_	_	_	_	-	_	
	合 함	t	72, 395	75, 326	▲ 2, 931	184, 184	191, 576	▲ 7, 392	10, 385	10, 880	▲ 495	1, 204	1, 386	▲ 182	

※表示単位未満四捨五入のため、表内で一致しない場合がある(グラフについても同様)。

⁽注) その他は、工業用水道、交通、駐車場、観光、市場、電気、介護サービスを示す。

5 まとめ

- ●上水道事業は、料金収入により経費をほぼまかなえているが、今後、給水人口の減少に伴い料金収入が減少する一方で、施設の老朽化等に伴う大量更新期の到来が想定されている。市町村の枠組みを超えた広域化を検討するなど、厳しい経営環境への備えが必要である。
- ●下水道事業は、一般会計繰入金に依存している状態が続いており、基準外繰入金を控除すると14団体が赤字となる。今後は、地方公営企業法の適用を推進するとともに、経営戦略を早期に策定し、経営改善を進めていく必要がある。
- ●病院事業は、杵築市、国東市の2団体で累積欠損金が生じている。新病院 改革プランを着実に実施し、総合的な経営改革に取り組む必要がある。

公営企業全体の総収支は、平成27年度に引き続き黒字となったものの、

一般会計からの繰入金に依存している状態が続いている。

公営企業は、住民生活を支える様々なサービスを提供している。そのため、 経営戦略の策定や地方公営企業法の適用を推進することにより、持続可能な 経営を目指し、改革を進めていく必要がある。

6 用語の解説

公営企業

公営企業とは、独立採算の原則の下に自立的な一個の経営体として、地域住民の福祉の増進を目的に運営される企業のことです。

したがって、公営企業の運営に係る経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入を もって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみを もって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入を もってこれに充てなければならないとされています。

法適用企業

法適用企業とは、地方公営企業法の適用を受ける企業のことで、経営組織としては、原則として、企業の管理者を置き、当該管理者は、企業職員の任免・分課の設置・企業管理規定の制定等日常の業務を執行する権限と責任を有します。

また、財務面では、一般会計における現金主義に対し、発生主義に基づく企業会計方式を採用し、経営成績及び財政状況を明らかにすることとされ、独立採算が求められています。

法非適用企業

法非適用企業とは、地方公営企業法の適用を受けない企業のことで、組織・職員の身分・会計 方式等については一般会計と同じ考え方ですが、公営企業であるため独立採算が求められるこ ととなります。